

埼玉県社会保険労務士会越谷支部 講師等謝金支払規程

(目的)

第1条

この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部（以下「支部」という。）規約に基づき、支部の定める事業の実施（研修会並びに賀詞交換会・支部総会時の催事等を含む）に伴い、支部の開業会員及び勤務会員（以下「構成員」という。）、又は構成員以外の者を講師等（以下「外部講師等」という。）として招聘し、その役務に対して支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の種類)

第2条

謝金の種類は、講師等謝金とする。

(講師等謝金)

第3条

講師等謝金は、次の各号に掲げる事業における講演、講義、シンポジウム等に対して支払うことができる。

- (1) 総会
- (2) 研修
- (3) 講演会
- (4) その他講師等謝金の支払いを必要とする事業

(謝金等の額)

第4条

講師等謝金の基準額は、別表「講師等謝金支払基準」（以下「別表」という。）の1に掲げるとおりとする。ただし、第3条に掲げる事業における外部講師による講演等については、支部長または当該事業を所掌する部長等が、予算の範囲において、その都度決定することができる。

2 第2条に該当しない謝金については、別表に掲げる講師等謝金の基準額等を踏まえ、支部長または当該事業を所掌する部長等が、予算の範囲において、その都度決定することができる。

(改廃)

第5条

この規程の改廃は、役員会の議決を得なければならない。

(細則)

第6条

この規程に定めるもののほか、謝金の支払いに必要な事項は、役員会の議決により、別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年4月1日より遡及し施行する。
- 2 この規程は、平成28年1月1日より遡及し施行する。

変更履歴

改正年月日	変更の条項	変更内容	変更履歴
平成28年1月1日	(税等源泉徴収) 第5条	講師等謝金から源泉徴収することにしたため、「賦課しない」という条文を削除	条文削除
平成28年11月16日	(別表1)	表内金額は税別表示とする	条文改正

別表1) 講師等謝金支払基準

区分	支払額(1回当たり)	
	構成員	外部講師
講演・講義	20,000円(税別)	30,000円(税別)～
シンポジウム等その他催事等	20,000円(税別)	50,000円(税別)

※1回を1～2時間程度とする。

(備考)

「シンポジウム等」とは、シンポジウム(シンポジスト、コーディネーター)、パネルディスカッション(パネラー、コーディネーター)をいう。